

土木工事における施工計画書の取り扱いについて（お知らせ）

本市発注の土木工事において、石川県土木工事共通仕様書第 1-1-4 条施工計画書のただし書「記載内容の全部又は一部を省略することができる」の取り扱いについては、下記のとおりとなります。

記

1 施工計画書の提出を省略するもの

請負契約額 10,000 千円未満の工事

※ ただし、下記の（2）計画工程表、（10）緊急時の体制及び対応については、施工計画書としてではなく、別途必要最低限の提出書類とします。

2 記載内容の一部を省略することができるもの

請負契約額 10,000 千円以上 60,000 千円未満の工事

省略することができる事項	記載すべき事項
(1) 工事概要	(2) 計画工程表
(3) 現場組織表	(4) 指定機械
(6) 主要資材	(7) 施工方法
(13) 現場作業環境の整備	(8) 施工管理計画
(15) その他	(9) 安全管理
	(10) 緊急時の体制及び対応
	(11) 交通管理
	(12) 環境対策
	(14) 再生資源の利用の促進

3 全項目を記載して提出すべきもの

請負契約額 60,000 千円以上の工事

4 本取り扱いは、平成 24 年 6 月 1 日より適用します。

5 お問い合わせ先

担当 都市計画課 設計技術管理室

TEL : 076-220-2353 FAX : 076-222-5119

E-mail : gikan@city.kanazawa.lg.jp